

**2017年
11月号**

発行日 平成29年11月15日(第114号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一ともえビル

特集：『パソコンできますか?と聞かれたら...』
/オフィスタ人事管理部

オフィスタNEWS 第114号発行にあたって

11月に入り朝晩とても冷え込み、冬のような寒さになってきましたね。気温が下がると紅葉や銀杏といった木々が一気に色づき、美しい紅葉を見ていると改めて日本の四季を感じるものです。そして青空に映える紅葉を眺めていると今年の流行語大賞にノミネートされている“インスタ映え”という言葉もつつい頭に思い浮かんでしまうのは私だけでしょうか?

さて、先月はハロウィンがありました、今月はワイン好きの方には楽しみな時期でボジョレー・ヌーヴォーの解禁日が近づいてきました。11月の第3木曜日がプレミアムサースデーになればいいのにと考えている方もいらっしゃるのでは?そうはいかないのが現実ですが、イベント事に乗っかりながら日々楽しい事を見つけて過ごしたいもの。来月はクリスマスに忘年会に年末年始とイベントが目白押しです。12月はどこの会社も繁忙期になると思いますが、そのための下準備としてこの11月をいかに上手にお仕事やプライベートをスケジュールングできるかが鍵になりますよ。できることは前倒しにし、12月は余裕を持って行動できると良いですね。

寒くなり空気も乾燥して風邪も流行ってきていますが、体調を崩さずにがんばりましょう。

“はたらくたいという気持ちを大切に “そして
“家庭もお仕事も大切に “

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか? オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



@offista



@offista_twt



@offista

(C)2017 OFFISTA

特集：『パソコンできますか？と聞かれたら…』

/オフィス人事管理部

事務のお仕事を目指して就職活動をしている人にとって必須と言えるのがパソコンスキルですが、中でもエクセル・ワードのスキルは重要視されます。一般事務職において日常使うパソコン業務といったらエクセル・ワードがほとんどだからです。しかし、エクセルが出来るか出来ないかの判断基準・分かれ目になるのはどの辺なのでしょう。そう考えると曖昧な部分もあるのがパソコン・スキルです。今回はエクセルなどどのくらい使えれば就活において“出来る”になるのか取り上げてみます。

求人情報誌などを眺めていればわかると思いますが、事務のお仕事といえば応募スキル欄には大抵「エクセル・ワード」と明記されています。70～80年代の頃にはまだパソコンが使えるというのは極一部の選ばれた人だけの専門スキルであり、当時はタイピング作業ができる女性すら一握りでした。パソコン（当時はマイコン）を自宅に所有しているなど一部のヲタクの領域でした。派遣法にも専門業務として明記されていますが、テレックス（FAXの前身）やタイプライターという用語もあって当時はすごいスキルだったんだろうと想像できます。私は当時を知りませんし、FAXを送るのがそんなに選ばれた人だけの特殊技術なのかとも思いますが、その頃はきっとすごいことだったのでしょ。昔の007シリーズを観ても容姿が良くてタイプライターが打てることがお偉いさんの秘書の絶対条件のように描かれていますので、当時のエリートOLの必須スキルだったはず。厚生労働省は数年前にPCタイピングはもはや専門業務に当たらないと発表したようですが、もう法律からテレックスなどという用語は削除すればいいのにも思いますが…。

そもそも技術レベルを測る基準である法律自体がこんな曖昧な調子ですから、就職活動における“あなたはPCができますか”という質問自体も曖昧だというわけです。私どもも人材を探している企業担当者から「パソコンできる人を探して欲しい」とか「エクセルできる人いますか」などと聞かれたり要望を受けたりします。例えばみなさんは面接の場で「あなたはPCできますか？」と聞かれたらどう答えますか？「50kgの荷物が持てますか」とか「朝8時に出勤できますか」といった質問ならYES・

NOで回答できると思いますが、こんなアバウトな質問では悩んでしまいますよね。事務職のお仕事の場合、ここに入社後のミスマッチの原因が潜んでいます。色々な企業さんを見てきていますが「パソコンできるかと言ったら普通に入力ができるかという意味で聞いたんだよ」という担当者もいれば、「パソコンできるかと言ったらマクロくらい組める人という意味で言ったんだよ」という担当者もいるわけです。要するに**その担当者のスキルを基準として“出来る or 出来ない”**かが分かれてくるわけです。入力だけできる人が入社してみたらいきなりマクロ組んでくれと言われても無理だし「できるって言ったじゃん」なんて後で責められても困るでしょう。逆にマクロやプログラミングまでできる高度な専門スキルを持っている人が技術を発揮しようと思って入社してみたら出来合いのフォーマットへの入力業務しかやらない日々では「PCできる人の募集だから応募したのに全然能力が発揮できない」となってしまうことでしょう。国内では派遣会社も含めて多くの企業でこのようなPC絡みのミスマッチは改善されることなく起きているのです。



企業担当者が高度なPCスキルを有している場合、比較的対策は容易です。例えばエクセルだったら、何と何と何の機能が使えればよいのか尋ねればいからです。「入力できて差し込み印刷機能とピボットが使えれば他の機能は使えなくてもいい」とハッキリ宣言してくればミスマッチはグッと減ります。実際業務で使わない機能なのに、あれもこれも要求する必要もないですからね。年に数回外国人が来社する可能性もあるから英語ができる人が欲しい…といった要望と似ています。現実的に考えてこういう場面はまず訪れることはないし、労働者にしてみれば英語を使う機会があると聞いたから応募したのとか、来社の可能性もあるって言っただけで絶対に英語を使う場面があるとは言っていないなど、後あとこじれます。あれもこれもスキルがあれば尚良しと考えてしまいがちですが、絶対に必要なスキルではないなら思

い切って、必要最小限のスキルに絞って求人募集した方が門戸も広がるし良い人材と出会える確率も上がります。

前述と異なり難しいのは、企業担当者自身がパソコンに詳しくない場合です。何と何と何の機能が使えればよいのか尋ねても「私もパソコン詳しくないからよくわからないんだ」と言われてしまうことです。私ども派遣会社の営業からみて、PCがわからない人から「PCできる人をお願いします」と依頼される事が最も難しい。営業マンが難しいお仕事ですかと聞くと「難しくはないよ」と答えるケースが殆どなので、「簡単なエクセルでOKです」といった求人広告を出してしまう。しかし、パソコンに詳しくない人は“PCは何でも出来るものだ”と思っている節が多いこともあり、入社後に「PCであればできないの?」とか「PCでこういうことはできないの?」と高度な要望が多くて労働者が退社してしまうのです。

今日でも求人誌に「簡単なエクセルができればどなたでもOK」というような記述をよく見かけます。募集記事を書いた企業担当者や派遣会社担当者にとっては簡単かもしれませんが、労働者Aさんには簡単かもしれませんが、しかし労働者Bさんには難しいものかもしれません。でも“簡単”と書いてあるから私でも大丈夫かなと思ってしまいますよね。“簡単”と言われても誰を基準にして簡単なのかということです。それは求人募集主が基準なのです。でも求人誌を読んでいる人にはそれがどのレベルなのかは当然わからないので現在のPCスキルは曖昧なのです。



企業によって基準は異なりますが、“簡単なエクセルができればよい(①)”と言ったら、一般的にはエクセルへの入力ができるレベルを指していると思います。

“エクセル初級程度ができればよい(②)”と言ったら、一般的にはエクセルへの入力や文字の大きさを変えたりフォントを変えたり、セルに色をつけたり、右揃えや左揃えができたり、関数はSUM・AVERAGE・COUNTの3つは使えるという程度を指していると思われます。エクセルで表やグラフのレイアウトなど(並べ替えたり改ページプレビューで調整したり)、フィルターを使ったり、差し込み印刷やマクロ、関数もVLOOKUPやIFも使

うようなお仕事のときは“エクセル中級以上の人”とか“エクセルに自信のある人”という求人募集要項になりますので、この辺の記述から判断して自分のスキルと企業が求めているスキル基準が合っているかどうかの目安にするしかないでしょう。

オフィスタでは一般事務職に就業する際の基準として、例えばエクセルであれば、日常職場で頻繁に使用する33の操作項目を満たしている方を初級レベル保有者として(②)のお仕事への適性があるとみなします。この33の項目を満たしていないが25項目以上は満たしているという方は初級未満として簡単なエクセルのお仕事である(①)への適性があるととして応募を受け付けています。初級33項目の他に中級33項目の全66項目を満たしている人を中級保有者、さらに上級24項目を加えた全90項目のエクセル操作を満たす人を上級専門スキル保有者としてお仕事を紹介するときの選定基準としています。

オフィスタがPCスキルで企業とのミスマッチが少ないのは、就業前に労働者のスキルを細かく掘りこんでいるからです。出来る出来ないという曖昧な基準を廃止し、これとこれとこの操作はできるが、これとこれとこの操作はできないと90項目にまで細分化して事前に把握しているから入社後のミスマッチは起きようがありません。

さてここで問題になるのは、初級33項目中25項目を満たしていない人です。販売や清掃など事務職に就くわけであればPCを使う場面もなく、求められることもありませんから問題ないのですが、デスクワークを目指すのであれば最低限このくらいはなんとかマスターして欲しいところなのです。

初級レベルは決して高度なものではありませんので独学で勉強することも可能ですが、育児中でなかなか勉強する時間が取れないとか、スクールに通う時間がない、けれども事務職に就きたいという主婦・ママさんのためにオフィスタでは以下の2つの勉強ツールをご用意しています。オフィスタにご登録の人はどなたでも利用できますので、興味のある方はお気軽にお問い合わせ下さい。

A. 『エクセル・ワード e-ラーニングシステム』
(自宅に居ながらエクセル・ワードが学習できる)
<http://www.jee.or.jp/e-learning/e-learning.html>

B. 『事務用機器操作業務実務研修の実施』
(オフィスタ就業支援制度に基づくパソコン研修)
<http://www.offista.com/data/official/study-training.pdf>

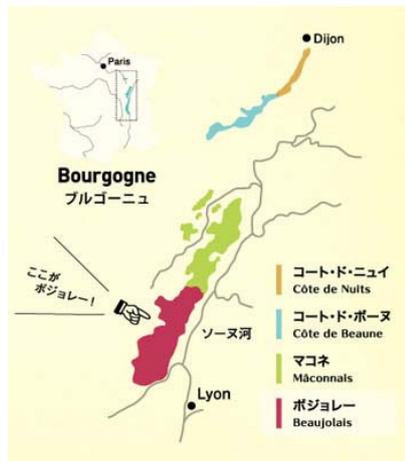
『ボジョレー・ヌーヴォー解禁を口実に懇親会を』 /オフィスタ総務部

毎年11月第3木曜日はボジョレー・ヌーヴォーの解禁日ですね。日本でも毎年ちょっとしたお祭り騒ぎになるのでワインに詳しくない人でもご存知のことと思います。ボジョレーワインはフランスのボジョレー地方のワインでブルゴーニュワインの一種です。ヌーヴォーとは仏語で“新しい”という意味。特徴は、その年のワインの出来栄をチェックするための“**試飲酒**”なので、他のワインよりも早く出来上がっていなければならないため、9~10月のブドウ収穫後すぐにボトルに詰められ11月にはもう出荷されます。通常のワインよりも簡素化した手順で作られますが、基本的に軽くフルーティな仕上がりになっているとされます。早飲み用でヌーヴォーは大事に取っておいたり寝かせて飲むワインではありません（そういえば先日実家の倉庫の奥から1994年のヌーヴォーが出てきました。恐る恐る開封してみたところ、澱溜まりの悪臭のする酔のような毒物でした）。

各国の現地時間で11月第3木曜日の午前0時に一般販売が解禁されます。元々は当地の農民がブドウの収穫を祝ったのが起源とされていますが、この新酒をいち早く販売して儲けようとする業者

同士の競争がエスカレートしてついにはワインとしては未完成の段階のものまで市場に出回る騒ぎになったため解禁日を設定したそうです。この解禁日が日本は時差の関係で先進国の中で最も早いので80年代バブル期にブームが始まりました。イベントも兼ねて午前0時になった瞬間に販売を始めるお祭りとして今でも盛んです（実際には解禁日前に販売している店舗も存在しますが、解禁日は法律で決まっているわけではないので罰則はありません。よって解禁日前に飲んだとしても構いません）。

わたしはワイン通ではないのですが、スーパーやコンビニでこの時期ボジョレー・ヌーヴォーを見かけると、「今年は過去10年で最も完成度が高い」とか「今年は



100年に一度の当たり年」など毎年同じキャッチコピーに騙されながらもつつい手に取ってしまうものです。なんとなくそういう雰囲気がありますよね。

10年くらい前は懇親会や慰労会を設定して会社の上司や同僚と飲みに行く機会がありましたが、ボジョレー・ヌーヴォーを飲みたいというよりも**解禁日を口実**というのが本音のところ。若者を中心に会社の飲み付き合いというのは近年減っているそうですが、お酒は嗜好品ですが考え方によっては**会社組織の和を円滑**にするし、コーヒーやジュースでは代替えのきかない潤滑油のような役割を果たしているのかもしれませんが。他にも、解禁日後の夜は家族で食事に行ったり、土日を家族でボジョレー・ヌーヴォーで楽しむなど団欒にも使えますね。最近ハイボールなどウイスキーが人気で、ワインブームは年々下火と言われますが（個人的には激安化・ペットボトル化・スクリュウキャップ化が日本人の抱くワインの伝統や有り難み感を崩し客離れを起こしたと思います）、他のお酒では皆が一斉に楽しめるこういうイベントはそうそうないので盛り返して欲しいと思いますし、時代とともに失われつつある昔のような懇親も各社で活発化して欲しいものです。

【オススメ】 『ムーラン・ナ・ヴァン (Moulin-A-Vent)』

ワインにはあまり詳しくないのでボジョレーの何の銘柄を買ったらよいか迷うという人のためにオススメを1本。ボジョレーのワインはどれも若いうちに飲んだ方がいいと言われますが、このワインはボジョレーの中でも最も熟成に耐えるワインといわれ、10年程度寝ても美味しく飲めますので、1人暮らしの人や開封後チビチビ飲むので早飲み用のヌーヴォーは苦手という人にもピッタリです。ボジョレーで最もコクがあり、バニラやココナッツのような甘い香りと鮮やかなルビー色でイチゴジャムのような風味がするというのが一般的な総評です。

私は毎年11月内はナ・ヴァンのヌーヴォーで、12月内は通常のナ・ヴァンを飲んでます。ボジョレーの中でも最高品質に位置するのですが価格はお手頃です。

【赤ノミディアムボディ】



(参考) 日本でも著名なフレンチ・シェフであるアラン・デュカス氏によると“Beaujolais Nouveau”の最も近いカタカナ表記は「ボジョレ・ヌヴォー」だとしています。

☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

質問者：A.Eさん 35歳女性

Q. わたしはハケンで働いています。職場の上司がアロマセラピーに詳しく職場でアロマを焚いています。周囲の人達も気分が落ち着くとのことですが、私はどうもこの匂い(臭い)が生理的に合いません。1日職場で嗅いでいると気持ち悪くなって職務に集中できない状態です。職場でこの香りが苦手なのは私だけなので「臭いから止めてください」とも言いずらくどうしたらよいかと思っています。アロマにしる芳香剤にしる香水にしる、香りの好みは人それぞれなので、良い香りと思っている人が多数であれば、少数は我慢せざるを得ないのでしょうか。

A. 会社は労働者に対して職場環境を適正にする義務があります(労働安全衛生法)。アロマにしる芳香剤にしる香水にしる、それを良い匂いと感じるか否かは人によって違います。従って職場の大多数の人が良い匂いと感じていても一人でもそれを悪臭と感ずる人がいるならば、職場でアロマを焚くことは、大多数の感覚を少数の人に押し付けることになり人権侵害の可能性にあります。多数決で決められる問題ではありません。例えば10人の職場で9人が喫煙者の場合、9人が心地よいといっているのだから1人の非喫煙者は職場での喫煙は我慢すべきということと同じことです。アロマを焚くことは、自然な状態ではなく少数の人にとっては不快な人工臭がかがされることによって心身を害する恐れがあるわけですから、憲法上は普通の匂いの下で生活する人権(幸福追求権)の侵害、労働安全衛生上は職場環境適正義務違反として**会社に対し直ちにアロマの停止を求めることができます**と考えます。なお、似たような裁判例は見つかりませんでしたので、私見であることをご承知おき下さい。(大滝)

…<そのほかの気になるお仕事疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問労士をつとめる大滝岳光先生(神奈川県立産業技術短期大学)と馬場実智代先生(馬場社会保険労務士事務所)がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください!

▼『ハケン質疑応答Q&A集 実践100問』(無料ダウンロード)
<http://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

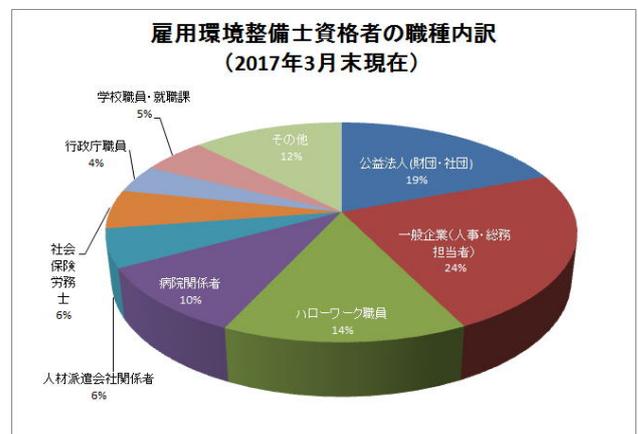
<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆日本雇用環境整備機構からお知らせ☆☆

/オフィスタ業務管理部

<<雇用環境整備士はどのような人が受験しているのか>>

一般社団法人日本雇用環境整備機構(JEE:東京都新宿区、理事長 石井京子、事務局:オフィスタ)が認定する**雇用環境整備士**とは、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、専門知識を有する管理者の育成・養成・社内設置を推進することを目的とした資格で、I種(育児者雇用)・II種(障害者雇用)・III種(エイジレス雇用)の3種に分かれており1種目以上を履修した者を雇用環境整備士と認定しています。



出典：<http://www.jee.or.jp/eei/eei.html>

公益法人の事務局職員や企業の役員・人事・総務担当者、ハローワーク職員の方が積極的に雇用環境整備士として各々の職場で育児・障害・エイジレス雇用に対する職場環境を整備するために活躍されています。スタッフに安心感を持っていただくために多くの人材派遣会社・人材紹介会社でも雇用環境整備士が企業内に設置され始めています。顧問先企業の労働問題・職場整備の要望に応えるために社会保険労務士の方も整備士として活躍する方が増えてきています。**これからの女性活躍推進・法定雇用率改正・国内人口の4割が65歳以上の高齢化社会**という状況に備えて、これら雇用対策の専門知識者の養成と社内設置はもはや会社組織として必然と言えます。

次回の資格講習会は今冬(H30.1~2月)を予定しておりますが、開催が決まった際に案内の送付を予約しておきたい方は以下よりお申し込みください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

●この講習会についてのお問い合わせ・詳細・申込は一般社団法人日本雇用環境整備機構 事務局まで。

★★日本は祝祭日が多すぎる!? (第3話)★★
/オフィスタ総合管理室

先月号と先々月号で年間の祝祭日日数や国民がどのくらい年間休日を取得しているかを取り上げましたが、今回は有給休暇の消化についてお話したいと思います。

年間祝祭日 日数表		年間休暇 日数表	
日本	17日	フランス	39日
香港	13日	スペイン	39日
シンガポール	11日	ブラジル	38日
オーストリア	10日	オーストリア	35日
米国	10日	イタリア	28日
韓国	10日	日本	27日
フランス	9日	香港	27日
スペイン	9日	シンガポール	25日
ブラジル	8日	米国	24日
イタリア	7日	ドイツ	21日

上記表より日本は世界で一番祝祭日が多い国であるにもかかわらず、年間で一番休んでいる国ではないという事実。これは有給休暇日数が関係しているということです。

日本の年次有給休暇は平均 14 日（勤続年数によって差異があるので 10~20 日位でバラツキはあるが…）と先進国の中でも少ない方なのです。年次有給休暇が法令で定められていないアメリカは別として、一番多い国はフランスやスペインで 30 日もあります。日本と比べると倍近くの差がありますね。

【世界各国の年間有給休暇 日数表】

1位	フランス・スペイン・ブラジル・イタリア	30日
5位	オーストリア	25日
6位	インド	24日
7位	シンガポール	18日
8位	香港	14日
8位	日本	14日
10位	米国	0日

この有給休暇ですが、十分に消化できているのでしょうか？答えは『NO』。2016年12月に発表された調査でなんと日本は最下位でした。30日もあるフランスやスペインは有休消化率 100%に対し、日本は 50%とこれ

また 2 倍もの差がでてしまう結果でした。

各国と比べて少ない有給休暇を半分しか取得できない（取得しない）日本のサラリーマン・OL の皆さん。これが日本人は勤勉だと言われる所以ではないかと思いません。何故消化できないのか？厚生労働省の調査では、「みんなに迷惑が掛かると感じるから」という意見が 7 割以上を占めました。そのほかには「会社の雰囲気」や「上司がいい顔をしない」など、積極的に取得しづらいというのが大半のようです。病気や怪我、親族の不幸など万が一の時のために取っておくという意見もありました。確かに私も不測の事態に備えて、有給を使い切らないように気を付けていた記憶があります（気付いたら使わないうちに消滅していたなんていうことも仕事熱心なサラリーマン・OL なら経験あるのではないのでしょうか）。

でも、懸命に働いている中で取得した休暇を十分に使えないなんてなんだか寂しいですね。



そして、50%しか使用できないといわれる中、有給休暇を実際に使用した理由というのは何でしょうね。旅行・病気・買い物・デート？とても気になります。

「祝日と休暇と有給休暇の関係性」は労働を考察するうえで奥が深いので、詳しくはまたの機会に。

- バックナンバー（『日本は祝祭日が多すぎる!?』第1話）
<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1709a.pdf>
- バックナンバー（『日本は祝祭日が多すぎる!?』第2話）
<http://www.offista.com/data/mailmagazine/1710.pdf>

派遣クイズ

職場の上司にフランス料理での接待に同席するよう言われました。この際一般的にマナーとして正しいものは次のうちどれでしょう。

- ①料理にかかっているソースが美味だったからといってパンを付けて食べてはいけません。
- ②ワインのテイस्टィングをしたところ自分好みではなかったのでソムリエに銘柄を変更させた。



- ③アペリティフ（食前酒）にアルコール度数の高いお酒を注文するべきではない。
- ④食後の紅茶で使い終わったレモンをカップから取り出してスプーンの上に置いた。

（答えは最終ページ）

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

在宅勤務の専属WEBクリエイター募集

オフィスタ広報・宣伝部ではデザインとレイアウトができるWEBクリエイターを募集しています。イメージや原稿・素材は提供しますので、そのテーマに沿っての製作（修正の方が多い）をお願いします。締切日などもその都度提示しますので、各自のセンスに期待します。

形態：専属契約 採用人数：何人でも採用します
場所：在宅勤務 採用基準：スキルを審査して可否
勤務日数：自由 勤務時間：自由
報酬：WEB1 頁につき報酬制 or 勤務時間で時給制
応募条件：日頃、ホームページなどを頻繁に自作製作しているなどWEBを作ることに慣れ親しんでいる人が好ましい。随時依頼しますのでご都合に合わせて可能な時に引き受けていただければ結構です。
※過去のWEB実績があれば併せてご提出ください。

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方にお知らせしている非公開のお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付しております。（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●本誌定期愛読を希望（無料）

<http://www.offista.com/mailin.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/mailchange.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

今月はPCスキル特集でしたが女性は、特に主婦やママさんはどうしてもPC苦手な方が多いですね。問題はエクセルではないですか？お困りの方はPC研修をご活用ください。講師（といってもオフィスタ職員ですけど）が付きっきりマンツーマンで教えます。特徴は1日缶詰である事。要は全項目マスターするまで『帰れません！』という点です。独学だとダラけてしまって…どうせやるなら1日缶詰みっちり頑張っただけ短期習得したいという方にオススメ。1日付きっきりなので講師の件費実費だけ頂いてますが、10年やってきて成功率は100%です。誰一人として1日でマスターできなかった生徒はいませんので安心して受講して下さいね。 Reiko 記

オフィスタ NEWS 第 114 号作成委員

編集長 Hiroko オフィスタ広報・宣伝部
編集 Reiko オフィスタ経営企画部
監修 makoto オフィスタ業務管理部
執筆 Yakka オフィスタ総合管理室
Nozomi オフィスタ人事管理部
協力 大滝岳光人事労務研究所
馬場実智代社会保険労務士事務所
一般社団法人日本雇用環境整備機構
出典 厚生労働省『有給休暇ハンドブック 2016』
世界 28 各国の有給休暇・国際比較調査

派遣クイズの答え：④がマナーとして正しい

①パンをスープに付けて食べるのはマナー違反だが、料理にかかっているソースに付けてパンを食べるのは構わない。②ワインのテイスティングとは保存の劣化や変質を調べるものであり、好みかどうかを調べるためのものではない。③アペリティフ（食前酒）とは、その後の食欲を増進させ会話を弾ませるきっかけのために飲むお酒のことで何を飲んでも構わない。これを飲みながら本日の料理の献立を何にするか熟考する場合もあるため、日本では軽いお酒のイメージが根付いた。④ティースプーンはカップの向こう側に、レモンはスプーンの上に置くのが正しいマナー。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00~17:00（土・日曜日、祝日を除く）



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—